

司法修習における刑事政策（犯罪学<sup>1</sup>）教育の可能性

齋 藤 実

1 はじめに

(1) 刑事政策と司法試験

刑事政策は、昭和二四年より、法律選択科目の一つとして司法試験科目とされた。平成一二年に法律選択科目の廃止に伴い（平成一〇年法律第四八号）、刑事政策は司法試験科目から姿を消した。その後、平成一八年から、法科大学院制度の導入に伴い、いわゆる新司法試験（以下「司法試験」という。）が導入された。司法試験の試験科目として「専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目」（以下「選択科目」という。）が採用された（司法試験法三条二項四号）。司法試験法施行規則第一条で、選択科目には、倒産法（一号）、租税法（二号）、経済法（三号）、知的財産法（四号）、労働法（五号）、環境法（六号）、国際関係法（公法系）（七号）、国際関係法（私法系）（八号）、がある（平成一七年法務省令第八四号）。

これらの中で、倒産法、労働法、国際関係法(公法系)、国際関係法(私法系)は旧司法試験の法律選択科目であり、司法試験でも採用されている。<sup>2)</sup> 旧司法試験の際に法律選択科目だったものは、ほぼ法律選択科目として採用されたが、唯一、刑事政策のみは選択科目から除外され現在に至っている。

## (2) 刑事政策と法科大学院

法科大学院では、司法試験科目以外の科目も、学ぶ機会が与えられている。刑事政策も、多くの法科大学院では展開・先端科目等として設置され学ぶ機会は与えられている。

もつとも、近年の司法試験は合格率が低迷し、例えば二〇一六年の司法試験の合格率は二二・九五%であった。<sup>3)</sup> 法科大学院発足時には七割から八割の受験生が合格すると言われた司法試験は、現在では合格すること自体が難しくなっている。そのため、法科大学院生の関心は自然と司法試験科目の勉強に集まり、刑事政策などの試験科目以外に関心を向けにくい状況にある。さらに、刑事政策は発展・選択科目として位置づけられ、司法試験まで約一年に迫った法科大学院三年次に設定されている。たしかに、基本的な法律科目を一、二年次に学び、法律の理解が進んだ三年次に刑事政策を学ぶ、という考え自体は、理解しうる。しかし、ただでさえも、司法試験科目の勉強にウエイトが置かれていることから必ずしも履修者が多くない上に、法科大学院生が刑事政策を学ぶ時期が、司法試験まで約一年を切った時期に設定されていることになる。そのため、仮に刑事政策の授業を履修したとしても、法科大学院生が腰を据えて刑事政策を学ぶことが難しい。司法試験科目から刑事政策が除外されたことの影響は極めて大きく、多くの者が刑事政策の知識を十分に身に付けることのないまま、法曹となる現実がある。<sup>4)</sup>

他方で、刑事政策の法曹としての重要性は、説明するまでもない。法曹三者のいずれにとっても、刑事政策は極

めて重要であり、多くの法曹が、何らかの形で、刑事政策の理解が求められる。特に、裁判員裁判が始まり裁判員が矯正さらには保護にも関心を示すことが多く、一層、法曹三者に刑事政策の理解が求められている。とすると、法曹にとって、刑事政策を理解することは必須であると言えよう。

このような状況を踏まえて、法曹となろうとする者は、現在、法曹養成課程の中のどこで刑事政策を学ぶことができるのか<sup>(5)</sup>。刑事政策が法曹三者にとって重要であることを考えると、その重要性は他の選択科目に勝るとも劣らない。とすれば、刑事政策を早急に法律科目にするべきと強く考えている。もともと、現状を踏まえるとする、以下のように考えるべきである。

法科大学院構想が打ち立てられて以来、法曹教育は、法科大学院から司法修習までのプロセスによる教育の重要性が謳われている。すなわち、文部科学省は、「司法が二一世紀の我が国社会で期待される役割を十全に果たすための人的基盤を確立するためには、司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備することが不可欠<sup>(6)</sup>とする。このようなプロセスを重視すると、法科大学院で必ずしも十分に学ぶことができないのであれば、刑事政策を学ぶ機会として司法修習が考えられる。有機的に関連させたプロセスの法曹養成をするためにも、司法修習において一定の刑事政策教育が行われるべきであろう<sup>(7)</sup>。なお、本来は刑事政策は司法試験科目とすべきであると考えるが、その検討は別の機会に譲りたい。本稿はあくまでも、現状を踏まえた上で、検討をした。

### (3) 刑事政策と司法修習

(1)及び(2)で述べた状況を踏まえて、現時点では、司法修習における刑事政策の教育が重要であると考え、本稿で

はこの点を中心に述べていく。

「司法修習は、法科大学院で学んだ法理論教育及び実務の基礎的素養を前提として、法律実務に関する汎用的な知識や技法と、高い職業意識や倫理観を備えた法曹を養成することを目的<sup>8)</sup>としている。司法修習の主眼は、①事実調査能力、②法的分析能力、③事実認定能力、④表現能力、そして⑤問題解決能力の習得と考えられている<sup>9)</sup>。これらの能力を習得するためには「法律実務に関する汎用的な知識や技法」の獲得が必要となる。この中には様々な知識や技法が含まれ、もちろん刑事政策に関するそれらも含まれるものと考えられる。特に、刑事政策に関する知識や技法は、法曹として必要な実践的なものであり、その習得は必須であるとともに、実務に接している司法修習こそより効果的に学ぶことが期待出来る。

もっとも、司法修習の期間は、現在一年と短いものになっている。そのため、過密なスケジュールの中で、様々な事項を学ぶことから、いかに刑事政策を学ぶ時間を作るかは、一つの課題となる。また、そもそも、司法修習では刑事政策自体を学ぶ時間は設けられていない。司法修習で刑事政策の知識や技法を得るためには、自らが刑事政策に関するアンテナを高くする必要がある。逆に言えば、同じ修習を経験しても、刑事政策のアンテナを張っていないければ、刑事政策の知識や経験を得ることはできない。司法修習で刑事政策のアンテナを張ってあるか否かによって、司法修習で得られるものが大きく異なる。

なお、私自身は、司法修習前に刑事政策をはじめとする刑事法の研究を行っており、大学での教鞭もとっていた。同時並行して、法科大学院に通い、司法試験に合格している。そのため、司法修習中は、刑事政策の勉強ができる機会をどん欲に探しながら修習した。一年の修習を終えて、司法修習中に刑事政策を学ぶ機会は、かなりあるのではないか、というのが私の実感である。本稿では、自らの経験も踏まえ、司法修習中の刑事政策教育の可能性を考

えていきたい。

## 2 現在の司法修習の流れ

### (1) 新司法試験下の司法修習制度

司法修習生は、「司法試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。」(裁判所法六六条一項)とされ、「司法修習生は、少なくとも一年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える」(六七条一項)。司法修習を終えることで、判事補、検察官の任命資格(裁判所法四三条、検察庁法一八条一項一号)、弁護士の資格(弁護士法四条)が与えられる。

そこで、ここでは、「司法修習生の修習」は具体的にどのような制度になっているのかを見ていきたい。

司法修習制度は、司法試験導入後からも変遷を遂げている。司法修習制度は、従来、以下のようになっていた。例えば、平成二三・二四年の日程は、以下の通りであった。

(平成23年) 9月8日	新司法試験合格発表
11月27日	分野別実務修習開始 <sup>⑩</sup> 8か月 (各2か月×4分野)
11月27日～1月30日	第1クール
1月31日～3月30日	第2クール
3月31日～5月30日	第3クール
5月31日～7月30日	第4クール
7月31日～9月22日	集合修習 (A班 <sup>⑪</sup> )
9月23日～11月18日	選択型実務修習 (A班)
11月18日～11月26日	考試 (二回試験)
12月19日	修習終了

「分野別実務修習」、「選択型実務修習」及び「集合修習」について説明を加える。

「分野別実務修習」は、「全国各地の地方裁判所、地方検察庁、弁護士会という実務の第一線において、経験豊かな実務家の個別的指導の下で、実際の事件の取扱いを体験的に学ぶ修習(個別修習)が中心となり、「民事裁判、刑事裁判、検察、弁護の四分野について、それぞれ二か月ずつ実施され」る。<sup>(12)</sup>前記表で分野別実務修習は、第一クールから第四クールに分かれているが、司法修習生は、通常一〇人程度で一つの班が形成され、班ごとに順次四つの分野についての修習を行う。分野別実務修習が、司法修習の中心であると言ってよい。司法修習生は、全国各地方裁判所に配属になり、約八か月をかけて、法曹二者の仕事を目の当たりにしていくことになる。

「選択型実務修習」は、「司法修習生が、分野別実務修習の四分野を一通り修習した後に、自らの進路や興味、関心に応じて、主体的に選択、設計することにより、分野別実務修習の成果の深化と補完を図り、又は分野別実務修習の過程では体験できない領域における実務修習をするための課程で」あり、「新司法修習において初めて採り入れられた制度」とされる。<sup>(13)</sup>分野別実務修習の後に行われる修習であり、配属先の裁判所、検察庁、弁護士会がプログラムを用意するほか、全国的なプログラムも用意されるとともに、自ら修習先を開拓する自己開拓プログラムもある。

「集合修習」は、「実務修習の体験を補完して、体系的、汎用的な実務教育を行い、法律実務のスタンダードを指導する課程で、司法研修所において二か月間実施され」る。<sup>(14)</sup>司法修習生は、各配属先から埼玉県和光市にある司法研修所に集まり、約二か月に渡る修習を受ける。その後、司法修習考試(以下「二回試験」)を受験し、この試験に合格をしたことをもって、司法修習が終了する。

(2) 導入修習について

平成二六年より、前記のスケジュールに加えて、導入修習が開始された。<sup>(15)</sup> 一二月二日から同月二二日までの約二〇日間行われている。導入修習は、「司法修習の更なる充実方策の一環」であり、「導入的教育の充実方策」として取り入れられた。<sup>(16)</sup> 従来、司法修習は実務修習から始まるスケジュールとなっていた(ただし、平成一八年に合格した新六〇期については、「導入研修」が設置されていた<sup>(17)</sup>)。もっとも、実務修習に入るための導入的修習が必要との観点から、導入修習が開始された。具体的には、この約二〇日間の期間中で、五回の即日起案及びその解説があるなど、起案を中心としたスケジュールとなっている。<sup>(18)</sup>

3 司法修習での刑事政策教育の可能性

(1) はじめに

以下では、司法修習の分野別実務修習及び選択型実務修習の各チームで刑事政策教育をすることができないか、その可能性の検討をしたい。

導入修習は、期間が短いためスケジュール自体もタイトなものになっている。また集合修習は、二回試験を直前に控えており、刑事政策教育をするには必ずしも適した時期とは思えない。そこで、本稿では、導入修習及び集合修習については割愛し、分野別実務修習及び選択型実務修習を中心に検討を加えていきたい。

(2) 分野別実務修習

ア はじめに

分野別実務修習は、弁護修習、検察修習、民事裁判修習及び刑事裁判修習に分かれることは既に述べた通りである。これらの修習の中で民事裁判修習を除いては、いずれにおいても、刑事政策教育の可能性が考えられる。

イ 弁護修習

弁護修習では、「個別指導弁護士の下で、法律相談や法廷などに立ち会ったり、様々な法律文書を起案して講評を受けたり、弁護士会の活動を体験」する<sup>(19)</sup>。司法修習生の多くが弁護士となる現実を考えると、弁護修習の役割は大きい。また、分野別実務修習後の選択型実務修習において、弁護修習をした法律事務所が拠点(ホームグラウンド)となるなど、司法修習における弁護修習の占める割合は大きい。

他方で、司法修習生の受け入れ先となる各地方の単位会では、司法修習生を受け入れる配属先事務所の確保に窮している状況にある。最大の会員数を有する東京弁護士会でも、新しい司法修習が始まって間もない時期から、「三〇〇名の修習生の配属先事務所の確保に窮する」という状況にあり、「地方会では、実働弁護士の半数以上にも相当する修習生が配属された例もある」<sup>(20)</sup>という状況にある。指導する弁護士は極めて熱心に司法修習生を指導されている。しかし、司法修習生の数の増加とともに、受け入れ態勢が十分に出来ない現状にある。

また、本稿のテーマである、弁護修習で刑事政策を学ぶ機会があるか、ということと考ええると、まさに指導する弁護士の刑事政策への理解による、というのが現状であろう。さらに、弁護修習は、取り扱う範囲が極めて広範で

ある。弁護修習の期間に刑事政策の知識や技法を身に付けるためには、きちんと刑事政策的な観点を意識し臨む必要がある。

弁護修習中、ほとんどの司法修習生が何らかの形で刑事弁護には携わる。とすれば、そのような機会に、刑事政策的な観点から当該事件を考えることは、現実を目の前にしながら刑事政策の知識や技法を身に付けることになる。例えば、多くの修習生が、被疑者、被告人との接見をする。この際に、単に、公訴事実を考えるのみならず、その者がどのような背景で当該犯罪をしたのか、あるいは改善更生を図るためにはどのような方法があるのかを考えることは極めて重要である。

問題は、これらの折角の機会を、刑事政策的な観点から考えることが出来るか、という点である。弁護修習中に刑事政策的な観点を学ぶ機会は、決して少なくない。しかし、そのような場面にあたって、刑事政策のアンテナを張っていない場合には、刑事政策の知識や技法を身に付けないまま、修習を過ごすことになる。司法修習生自身が刑事政策にかかわる修習の機会がないかアンテナを高く張り、その機会が来たら積極的に知識や技法を身に付ける、という姿勢が大切であろう。

## ウ 検察修習

検察修習では、「実際の犯罪事件について、指導係検事等による指導の下、証拠収集、被疑者や参考人に対する取調べなどの捜査について学び、体験し、起訴・不起訴の処分について意見を述べたり、検察官の公判立会を傍聴」<sup>(21)</sup>などをする。また、刑務所・少年院参観の機会も設けられ、検視に立ち会う場合もある。この検察修習の主眼は、事実認定能力、定立した規範に認定した事実をあてはめる能力さらに刑事手続法に関する実践的な知識の習得、に

置かれている。<sup>(22)</sup>

これらの能力習得の前提として、刑事政策の知識や技法は必須のものである。特に檢察修習では、他の修習以上に、取調べ等を通じて被疑者や被告人さらには被害者に直接に接する機会が多い。これらの機会において、刑事政策に関する知識や技法の習得は必要不可欠である。

もつとも、刑事政策に関する知識や技法の習得ができるか否かは、修習生自身が刑事政策のアンテナを張ることが出来るか、という点と大きく関わるのは弁護修習と同様である。そのために重要なのが、修習を担当する檢察官の刑事政策に関する力量である。法科大学院で刑事政策の授業を積極的に受講するなどしない限り、刑事政策のアンテナを張ることは容易ではない。そこで、日々、刑事実務に接している檢察官が、司法修習生に刑事政策の視点を教えることが重要である。檢察官の専門性を活かした教育は、大いに期待されるところである。

なお、近年、最高検に刑事政策推進室が創設され、特に、児童虐待対策、再犯防止、被害者保護の分野で注目されている。そこで、刑事政策推進室と修習担当檢察官等が連絡を取り、刑事政策に関する情報を学び、司法修習生への教育を進めることも考えられて良いであろう。

## エ 刑事裁判修習

一般に裁判修習は、「法廷を傍聴して裁判官の訴訟指揮を間近で体験したり、係属中の事件の記録や法廷でのやり取りを検討して、裁判官と判決の内容について意見交換をしたり、その事件における事実上又は法律上の問題点についての検討結果を裁判官に文書で報告して、その講評を受け」るなどを行う。<sup>(23)</sup> その上で、刑事裁判修習と民事裁判修習とに分かれる。

刑事裁判修習では、「法廷に限られない幅広い分野で活躍する法律実務家に共通して必要とされる基本的かつ汎用的な能力の習得」の観点から、事実認定に関する基本的能力と訴訟手続に関する基本的能力の二つの習得が柱となる。<sup>24)</sup>これらの基本的能力の習得の前提として、刑事政策の知識や技法の習得は重要であろう。特に、裁判員裁判が導入され、量刑、さらにはその後の矯正や保護を考えることは、今日の刑事裁判においては不可欠である。また、医療観察対象事件や、平成二八年六月から導入された刑の一部執行猶予(「刑法等の一部を改正する法律」(平成二五年法律第四九号)および「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」(平成二五年法律第五〇号)、などを検討するに際して、刑事政策の知識や技法を高める必要性はますます増える。また、裁判修習では、積極的に裁判官との合議がされることの一つの特徴である。そのような際に、司法修習生が裁判官から刑事政策的な視点を受けることで、刑事事件それ自体の見え方も変わってくるであろう。

刑事裁判においても、弁護修習や検察修習同様、司法修習生自身が刑事政策のアンテナを張るかどうか、により刑事政策の知識や技法の習得が全く異なる。とすると、刑事裁判修習においても、まずは裁判官自身が、刑事政策的な視点の重要性を認識することが不可欠であろう。その上で、司法修習生が刑事政策のアンテナを張ることができるといっていいことが重要である。

私が修習をした当時、裁判員裁判導入直前の時期であり、そのための制度の整備を行っているところであった。公判前整理手続を丁寧に進めるなど、新しい時代の到来を感じることができた。ご担当していただいた裁判長に恵まれ、裁判官との合議等から、多くの刑事政策的な観点を学んだ。このような機会を司法修習生が得ることが出来るためにも、裁判官自身が刑事政策の知識や技法の重要性を司法修習生に伝えることは極めて重要である。

(3) 選択型実務修習

ア はじめに

選択型実務修習は、「司法修習生が、分野別実務修習の四分野を一通り修習した後、自らの進路や興味、関心に応じて、主体的に選択、設計することにより、分野別実務修習の成果の深化と補完を図り、又は分野別実務修習の過程では体験できない領域における実務修習をするための課程」とされ、新司法修習で取り入れられた。<sup>25</sup> 弁護修習中の法律事務所をホームグラウンドとしつつ、修習地ごとに提供される個別修習プログラム、全国の司法修習生を対象とした全国プログラム、そして自ら修習場所を開拓する自己開拓プログラムの三つのプログラムがある。以下、それぞれのプログラムについて見ていきたい。

イ 個別修習プログラム

個別修習プログラムの例としては、①裁判所が提供するもの、②検察庁が提供するもの、そして③弁護士会が提供するものがある。提供されるプログラムは各地域により異なるが、概ね以下のような内容となる。すなわち、①裁判所が提供するプログラムとして特殊事件部に関するもの（行政、破産再生、執行など）、民事・刑事通常部に關するもの、②検察庁提供プログラムとして検察関連機関見学、捜査や公判補完、③弁護士会提供プログラムとして、消費者問題、人権問題、企業法務部体験、子どもの権利関連事件、などがある。

ウ 全国プログラム

全国プログラムとしては、知的財産権訴訟専門部、法務行政、弁護士事務所(東京・大阪にある特殊弁護士事務所、法テラス事務所、国際協力機構(JICA)、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、国際労働(ILO等)、などがある。

#### エ 自己開拓プログラム

さらに、以上のプログラムは、いずれも予め与えられたプログラムの中から選択することになるが、自らが修習場所を開拓しプログラムを設定する、自己開拓プログラムがある。修習先としては、例えば、公官庁及びその他関係機関(各省庁、県庁・市役所、警察署、児童相談所など)、民間企業等(一般企業法務部、新聞社・放送局、労働組合、私立中学・高等学校など)、公益法人(犯罪被害者支援、男女共同参画など)、隣接法律職種などがある。

#### オ 選択型実務修習での刑事政策教育の可能性

以上の選択型実務修習のプログラムを見ると、修習する内容が非常に広範にわたることが分かる。そのため、これらの中に、刑事政策と密接に関連するものも幾つかある。例えば、個別修習プログラムの中でも、検察庁提供プログラムの中の検察関連機関見学は刑事政策に関連する施設を広く視察することができる。また、弁護士会提供プログラムでも、例えば東京弁護士会では、子どもの人権、犯罪被害者の心理と支援、刑事弁護、<sup>(26)</sup>などのプログラムが提供されており、これらは刑事政策と密接に関連している。全国プログラムの法務行政は法務省の各局の状況について修習することが可能である。さらに、自己開拓プログラムでは、例えば刑事施設等と自ら交渉し修習生として受け入れてもらえるのであれば、深く刑事政策に関する修習ができることになる。

#### カ 自らの経験と今後の課題

選択型実務修習について少し自らの経験を振り返らせていただきたい。全国プログラムでは法務行政に行かせていただいたが、ここでは、局付き検事により、各局の状況を聞くことができ、特に矯正局や保護局などの説明は刑事政策に直結するものであった。さらに、法務総合研究所の視察などもあり、その際に例えば犯罪白書の作成過程等についても丁寧な説明を受けた。これらは刑事政策を推進している法務省を知る大変貴重な機会であった。

また、自己開拓プログラムでは、保護観察所と少年院の二か所で、修習の受け入れの許可を頂き、それぞれ一週間ずつ修習をした。保護観察所では、詳細に保護観察の状況を知ることができ、また、少年院では少年の改善更生の様子を目の当たりにした。この二週間で学んだことは、極めて貴重な内容ばかりであった。実務家・研究者となった今でも、これらの経験は非常に役立っている。

司法修習委員会委員長談話「選択型実務修習の現状と課題」(平成二二年九月二七日付け)では、選択型実務修習では、「司法修習生の主体的かつ積極的な取組を更に促進すべく、その一層の充実・発展が図られるべき」とされる。<sup>27)</sup>これは特に刑事政策に関連する修習に当てはまる。選択型実務修習を有効に活用することで、刑事政策に関する知識及び技法を深めることができるであろう。

#### 4 おわりに

以上見てきたように、司法修習中に刑事政策を学ぶ機会はある。しかも、これらの機会を活用することで、広くそして深く刑事政策を学ぶことができると言ってもよい。もともと、司法修習を経験した者に、司法修習中に刑事政

策を学んだか、と聞いても、かなり個人差があり、肯定的な回答はあまり期待できないのではないか。それは、司法修習中に刑事政策のアンテナを張ることが出来ていないことに原因がある。そこで、いかに、刑事政策のアンテナを司法修習生が張ることが出来るか、が重要となる。

その第一の機会は、法科大学院在学中の刑事政策関連科目の受講である。法科大学院で刑事政策を教えている個人の経験からは、一般に刑事政策を受講する学生は熱心に受講している。そのため、法科大学院で刑事政策の授業を受ければ、その後の司法修習中も刑事政策のアンテナを張ることが比較的スムーズに出来るのではないかとと思われる。問題は、そのような機会のなかった多数派を占める司法修習生である。これらの司法修習生にとっては、どこかの機会で、刑事政策のアンテナを張るための意識づけをすることが必要であろう。このような意識づけは、なかなか自ら行うことは容易ではない。そのため重要なのは、司法修習生を担当する弁護士・検察官及び裁判官、あるいは研修所の教官が、法曹にとって刑事政策が重要であることを自らが認識し、それを司法修習生に伝えることである。このような指導を受けた司法修習生は、様々な機会に、刑事政策を学ぶ機会を自ら作っていくのではないだろうか。

- (1) 以下は、刑事政策(犯罪学)をまとめて「刑事政策」と表記する。
- (2) 行政法も旧司法試験では法律選択科目であったが、司法試験になり公法系科目の一つとなった(司法試験法三一条一項一号)。
- (3) 法務省ホームページ「司法試験の結果について」参照 ([http://www.moj.go.jp/jijit/shihoushiken/jijit08\\_00126.html](http://www.moj.go.jp/jijit/shihoushiken/jijit08_00126.html))。
- (4) 安部哲夫教授は、「法曹実務家の教育において、これらの犯罪科学が汲みあげた成果と英知を活用することが期待されているのである。しかし、我が国の現状はその期待に応じていない。それどころか、刑事司法教育において一画を占めていた「刑事政策(犯罪学)」の位置が危うい状況になっている。法学部やロースクールにおける教育から、「刑事政策(犯罪学)」が消えつつあるのである。」「この現状は、法曹実務家の登竜門としての司法試験科目から、「刑事政策」が排除されたことに

直接の原因がある」とされる(安部哲夫「特集『刑事司法教育における犯罪学の位置』企画趣旨」犯罪学雑誌Vol. 81 No. 6 (二〇一五年) 一五七頁)。

(5) 安部哲夫「犯罪学と教育」犯罪学雑誌Vol. 81 No. 3 (二〇一五年) 六九・七〇頁。諸外国でも同様の状況の国が少なくない(イギリスの例として、守山正「イギリスにおける犯罪学・刑事司法教育と法曹養成」犯罪学雑誌Vol. 81 No. 6 (二〇一五年) 一七四〜一八〇頁。香港の例として、Philip S. BEH「香港における法制度のための犯罪学教育」同七二・七三頁。他方で、ドイツでは、第一次司法試験の重点領域科目に犯罪学を入れていることについて、神馬幸一「ドイツの犯罪学における近時の研究指導体制と教育状況(二・完)」獨協法学九十九号(二〇一六年) 一〜三八頁)。

(6) 文部科学省ホームページ参照([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/houka/1366374.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houka/1366374.htm))。

(7) 刑事政策に関する教育は、法曹養成課程には限られず、法曹になった後も検討されるべきである。Thomas L.SCHMIDTは「法関係機関が犯罪と累犯を減らしたいと真剣に望むなら、法律家に犯罪政策と犯罪学を教えるところから始めなくてはならない」(「犯罪学の法律専門家トレーニング」アメリカ合衆国での展望)「犯罪学雑誌Vol. 81 No. 3 (二〇一五年) 七一頁)とする。

(8) 裁判所ホームページ参照(<http://www.courts.go.jp/saikosai/sihokensyujo/sihosyusyu/>)。

(9) 笠井之彦「司法修習の到達点と今後の展望」Law School 研究No. 19 (二〇一二年) 四二頁。

(10) 分野別実務修習は合計八か月、民事裁判(二か月)、刑事裁判(同)、検察(同)及び弁護(同)が行われる。司法修習生は、修習地ごとに四班に分かれ、各クラスを入れ替わりで修習する。

(11) A班は東京および大阪並びにその周辺の修習地を指し、B班はA範囲外の修習地を指す。

(12) 裁判所ホームページ([http://www.courts.go.jp/saikosai/sihokensyujo/sihosyusyu/sin\\_sihosyusyu/](http://www.courts.go.jp/saikosai/sihokensyujo/sihosyusyu/sin_sihosyusyu/))

(13) 前掲注(8)

(14) 前掲注(8)。また、刑事弁護教官から見た司法修習について、大木孝「和光だより 刑事弁護教官奮闘記」(現代人文社、二〇一〇年)参照。

(15) 第一三回法曹養成制度改革顧問会議(二〇一四年十一月二〇日開催)において、導入修習日程予定表が配布されている([http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hoso\\_kaikaku/dai13/siryou6\\_2.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hoso_kaikaku/dai13/siryou6_2.pdf))。

- (16) 最高裁判所事務総局「司法修習の充実等に向けた検討の状況について」[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hoso\\_kaikaku/dai13/siryou6\\_1.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hoso_kaikaku/dai13/siryou6_1.pdf)
- (17) 例えば、藤原浩「司法修習と修習生の現状」*BERA Vol. 8 No. 7 (2008)*、pp.では「法科大学院での実務教育の内容には、つぎがあり、導入的研修もないまま、効果的な実務修習ができるのかと危惧する声も多い」としている。
- (18) 産経ニュース二〇一五年九月一日は「新司法試験移行で短期化し、全体修習よりも各地での実務修習に重点を置いてきた司法修習の原点回帰ともいえるが、背景として法科大学院の指導力不足を指摘する声がある。」としている。<http://www.sankei.com/premium/news/150911/prm1509110003-n1.html>
- (19) 前掲注(8)
- (20) 前掲注(17)
- (21) 前掲注(8)
- (22) 石井隆「檢察修習の実際と今後の展望」*Law School 研究No. 19 (二〇一二年)* 五七頁。
- (23) 前掲注(8)
- (24) 秋吉淳一郎「新しい制度を踏まえた刑事裁判教育と刑事系三教官室の連携」*Law School 研究No. 19 (二〇一二年)* 五四頁。
- (25) 前掲注(8)
- (26) 前掲注(17)
- (27) 司法修習委員会高橋宏志委員長(当時)の談話([http://www.courts.go.jp/saikosai/about/inkai/sihousyusyu/10\\_09\\_27\\_sentakugata\\_kadai.html](http://www.courts.go.jp/saikosai/about/inkai/sihousyusyu/10_09_27_sentakugata_kadai.html))。